

平成 26 年 5 月 22 日
総務省関東管区行政評価局
(局長：大西一夫)

官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に 関する行政評価・監視

－利用者の安全確保及び利便向上を中心として－

<調査結果に基づく通知に対する改善措置状況>

関東管区行政評価局は、茨城行政評価事務所及び新潟行政評価事務所を動員し、埼玉県、茨城県及び新潟県内に所在する国の行政機関が入居し、管理する施設（官庁施設）について、バリアフリー化及び震災時対策の推進を図る観点から、これらの実施状況について平成 25 年 8 月から 26 年 2 月まで調査を実施し、調査結果に基づき、26 年 2 月 7 日、関係行政機関に対し必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

この度、関係行政機関から改善措置に係る回答がありましたので、その概要をお知らせします。

【ポイント】

- ① 関係行政機関は、点字ブロックの敷設、バリアフリー施設情報の提供など官庁施設のバリアフリー化に向けた改善措置の取組を実施
- ② 関係行政機関は、震災発生時に庁舎近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を策定又は策定予定

※ 今後、2 回目のフォローアップを実施する予定

<本件照会先>

総務省関東管区行政評価局

第一部第 2 評価監視官 辻

電話：048-600-2321

F A X：048-600-2337

毎年 5 月は「さわやか行政サービス推進月間」

政府は、「さわやか行政サービス運動について」（昭和 63 年 1 月 26 日閣議決定）に基づき、行政機関等において総点検による行政サービスの改善等の諸活動を集中的に実施しています。

1 バリアフリー化の推進

(1) ハード面のバリアフリー化の推進

主な調査結果

埼玉県、茨城県及び新潟県内に所在する国の56庁舎に入居する68機関のバリアフリー施設を調査した結果、建築物移動等円滑化基準等に適合していないもの計176事例

- 道から案内所等まで点字ブロックが敷設されていないもの等(45事例)
- 車いす使用者用便房及びオストメイト対応設備がない便所等(42事例)
- 階段があることを警告するための点状ブロックが敷設されていないもの(19事例)
- 車いす使用者用駐車施設を示す立札が設置されていない、路面表示が不鮮明なもの(16事例)
- 案内設備(インターホン)が設けられていないもの等(16事例)
- 通路を横断する排水溝等の蓋の溝幅が広いため、障がい者等が円滑に通行できないもの等(15事例)
- 庁舎にエレベーター、傾斜路等がないもの等(11事例)
- 車いす使用者用駐車施設を設けていないもの等(10事例)
- 階段に手すりを設けていないもの(2事例)



通知事項の要旨

- ① 指摘した事例について、建築物移動等円滑化基準等を踏まえ計画的に改善措置を講ずること
- ② 下部機関を含め、庁舎の保全実態調査などの機会に、自ら庁舎施設の点検を行い所要の改善措置を講ずること

(関東管区行政評価局、さいたま地方方法務局、水戸地方方法務局、新潟地方方法務局、新潟地方検察庁、関東財務局、関東信越国税局、埼玉労働局、茨城労働局、新潟労働局、関東農政局、茨城森林管理署、関東地方整備局、茨城運輸支局、新潟運輸支局、水戸地方気象台、茨城海上保安部)



回答の要旨

- ① 指摘事例について、平成26年3月までに点字ブロックの敷設、インターホンの設置等により**37事例**が改善済み
(主な改善事例:別紙P.1~P.10)
26年度中に改善措置を予定しているもの(**28事例**)、今後、予算措置を含めた所要の改善措置を講ずることを検討(**111事例**)
 - ② i)平成26年3月までに、下部機関に対し、建築物移動等円滑化基準等を踏まえ庁舎施設の点検を行い、修繕の際に所要の改善に努めるよう周知
ii)今後、下部機関に対し、建築物移動等円滑化基準等を踏まえたチェック、点字ブロック等の措置が正しく機能していることの日常点検を指示
iii)庁舎の保全実態調査などの機会を捉え、庁舎施設の点検を行い、所要の改善措置を講ずる
- ※ 下部機関を含む庁舎施設の自主点検及び所要の改善措置の実施状況については、庁舎の保全実態調査の実施時期(平成26年5月19日~7月11日)などを踏まえフォローアップの予定

(2) ソフト面のバリアフリー化の推進

主な調査結果

調査対象68機関のうち34機関は、

- ① バリアフリー施設があるにもかかわらず、これらをホームページにおいて提供していない(33機関)
- ② バリアフリー施設がないとして、介添えが必要な高齢者、障がい者等が庁舎を利用するときの職員呼出しの方法等に関する情報をホームページで提供していない(1機関)



通知事項の要旨

下部機関を含め、バリアフリー施設の有無、その施設・設備名等、介添えを必要とする者が庁舎を利用するときの対応等の情報をホームページにおいて提供すること

(関東管区行政評価局、さいたま地方方法務局、水戸地方方法務局、新潟地方検察庁、関東信越国税局、茨城労働局、新潟労働局、関東農政局、茨城森林管理署、関東地方整備局、北陸地方整備局、茨城運輸支局、茨城海上保安部、新潟運輸支局)



回答の要旨

- ① 庁舎のバリアフリー施設の有無、バリアフリー施設・設備名等をホームページにおいて新たに提供(19機関)
〈主な改善事例:別紙P.11〉
残りの14機関は平成26年度にホームページにおいてバリアフリー施設・設備を提供予定
- ② 庁舎にインターホンを設置するとともに、インターホンによる職員呼出しの方法等に関する情報をホームページにおいて提供(1機関)

2 震災時対策の推進

(1) 帰宅困難者等の受入れ

主な調査結果

耐震性に問題がないとしている国の34庁舎のうち8庁舎が帰宅困難者等の受入れに関するマニュアル等を策定しているが、他の26庁舎(埼玉県内16庁舎、茨城県内10庁舎)の管理官署について、

- ① 業務継続計画において、中期的な検討事項として、避難住民の受入れを想定した対処方針の策定を挙げているものの、方針を未策定(7庁舎)
- ② 災害対応マニュアル等において、帰宅困難者に対する周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の支援措置を定めるにとどまっている(5庁舎)
- ③ 市区町村又は都県からの要請がないとして、帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を特段定めていない(14庁舎)



通知事項の要旨

災害時の業務継続の確保の観点から、下部機関を含め、関係官署との協議の上、市町村等との協定の締結や、業務継続計画、災害対策マニュアル等の見直し又は策定等により、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を定めること

(関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、水戸地方法務局、関東財務局、関東信越国税局、埼玉労働局、茨城森林管理署、関東地方整備局、茨城運輸支局、水戸地方気象台、茨城海上保安部)



回答の要旨

- ① 平成26年3月までに帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を策定したもの(2庁舎)
- ② 平成26年度において当該マニュアル等を策定することとしているもの(2庁舎)
- ③ 当該マニュアル等の策定に当たり、停電時の発電設備、飲料水、非常食、毛布、簡易トイレ等の整備のための予算措置や、施設内のスペースが狭隘により十分な面積を確保できない施設での受入れ等の検討すべき事項があるとしているもの(7庁舎)
- ④ 当該マニュアル等の策定について検討中のもの(15庁舎)

(2) 消防用設備の整備、避難通路の確保等

主な調査結果

- ① 自家発電機室に可燃物である自動車タイヤを保管しているもの(1機関)
- ② 避難通路のロッカーを壁に固定していない、障害物を置いているもの(2機関)
- ③ 案内板、矢印表示がなく、容易に避難口を見いだせないもの(4機関)
- ④ 災害時の一時避難場所に段差が多数生じており、避難者がつまづくなどのおそれがあるもの(1機関)



通知事項の要旨

- ① 自家発電機室に保管している可燃物等を撤去し、今後、火災を発生するおそれがある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等を同室に置くことのないよう所要の措置を講ずること(さいたま地方法務局)
- ② ロッカー等の固定及び障害物の除去により、避難通路を確保すること(新潟労働局(上越公共職業安定所、巻公共職業安定所))
- ③ 案内板、矢印表示を設けるなどにより、容易に避難口を見いだすことができるようにすること(新潟労働局(新潟労働基準監督署、長岡公共職業安定所、巻公共職業安定所、南魚沼公共職業安定所))
- ④ 一時避難場所(広場)の段差を解消し平坦とすること(関東財務局)



回答の要旨

- ① 自家発電機室に保管していた可燃物を撤去し、今後、可燃物等を同室に置かせないこととした。(1機関)
- ② 脇机を置いていたため通路幅が狭く、車いすが通行できなかった避難通路について、室内のレイアウトを変更し十分な通路幅を確保(1機関)。平成26年度以降の予算で避難通路のロッカーを壁に固定する予定(1機関)
- ③ 案内図に避難口を明示し、職員通用口に避難口の表示をし、事務室内に避難口へ誘導するための矢印を表示(1機関) 平成26年度以降の予算で避難口への案内表示や案内板を設ける予定(3機関)
- ④ 平成26年度に一時避難場所の段差を解消する予定(1機関)